

# (案)

資料 3

## 大阪府環境審議会温泉部会運営要領

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、大阪府環境審議会条例(平成 6 年大阪府条例第 7 号。以下「条例」という。)

第 6 条第 1 項の規定により大阪府環境審議会(以下「審議会」という。)に設置する温泉部会(以下「部会」という。)の組織及び運営について定める。

### (組織)

第 2 条 部会は、次に掲げる者につき、委員、~~及び~~専門委員~~及び~~幹事で組織する。

一 条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する委員 3 人以内

二 条例第 3 条第 2 項に規定する専門委員 若干名

~~三 条例第 7 条に規定する幹事のうちから会長の指名するもの 2 人以内~~

2 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名するものがその職務を代理する。

### (会議)

第 3 条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、これに属する委員、専門委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員、専門委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会長は会議に必要があると認めるときは、参考人を会議に招集し、意見を聴取することができる。

~~5 幹事に事故があるときは、その職務を代理するものが議事に参与することができる。~~

~~6-5~~ 部会の決議は、温泉法第 3 2 条に定める事項について、条例第 6 条第 7 項に定めるところにより、審議会の決議とする。

~~7-6~~ 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。

### (必要事項)

第 4 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

### 附 則

この要領は、平成 1 6 年 7 月 1 2 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 2 0 年 1 月 9 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 2 7 年 8 月 4 日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和 2 年 月 日から施行する。